

るが、実態はどんなものであるか。もし、ほこりが立つとすれば、それについてはどのような対策をお考えになるか御質問申し上げます。

その次にスポーツ公園の建設について。市長は去る十月の二十八日の全員協議会におきまして、長い間、懸案となつておりました多摩川下流の野焼の問題が解決をされ、新しい堤防ができるようになったという報告をされております。関係者の努力に對しまして深い敬意を表するものでございます。そこで御質問申し上げます。

この新しい堤防はいつごろ完成をするのか。それから新しい堤防と古い堤防の間には、現在は荒れ地でございしますが、堤防が敷設をされますと有効利用が図れると思っております。したがって、今後この区域の地域の開発をどのようにお考えになつていかぬか知れたいでございます。さらにまた、あそこには工場地帯がございします。これらを総合的に換地処分をしたならば相当広い場所がとれるであろうと思ひます。私は、この工地を利用して軟式野球とか、あるいはサッカーその他スポーツができるスポーツ公園、あるいはまたスポーツ広場といったようなものを設置してはいかぬかと考えておりますが、市長のお考えをお聞かせいたしたいと思います。

さらにまた、多摩川寄りの方には植樹をし、緑園をつくらせて市民の憩いの場としたらどうかというふうにもお考えます。これについても市長のお考えをお聞かせいたしたいと思います。

次は大きな項目の二項目、宅地開発について。

その一、用途地域変更について。郡庁府県知事はおおむね五年ごとに人口現況にか産業分離別の人口、工土地利用、交通量等の現況、それから将来の見通し等について用途地域についての調査を行うということと郡市計画法第六条に規定をされております。前回は昭和五十四年に実施をされた記憶しておりますが、その後、この調査が行われていたかどうか。もし行われていたとすると同条第二項によつて市町長に通知をするというふうになつておりますが、その通知が来ていないかどうか。そして、もしこの通知が来ていないとすれば一体どのような形で現在の用途地域の変更を考へているのか。さらにまた現在、福生市の一種住専の区域というものは全区域の、全用途地域、半分以上占めております。特にこの熊川地域ではこの数が七〇%以上でございします。現在の宅地の事情から言つて、小さい宅地でも有効に利用して家を建てようとするならば、この一種住専の用途地域の必要とする人ではないかと思ひます。これについては

どのようなお考えかお聞かせをいただきたい。

それから最後は、宅地開発指導要綱の見直しにつきまして、この宅地開発指導要綱というのは法律的な根拠はございまして、昭和四十九年当時のマニションブームによる急激な人口を抑制、教育施設等の負担を軽くするという意味で設けられたものでございまして。それからもう十数年たっておりまして、この開発指導要綱によつてどのくらい金が市の方に収納されているのか。そしてまた、この金はどんなふうに使われたか、あるいはまた使おうとするのかお聞かせをいただきたい。

それから二番目として、この要綱に基づく寄附金あるいはまたその他の規制事項と拒否した者があつたかどうか。あるいはまた一応承諾したけれども、この寄附金を未納になっている者はどうかお伺いをいたします。

それから三番目、この指導要綱は全国各市中町村でつくられておりますけれども、かつて武蔵野市でこの要綱に違反したという事で水道、下水道等を停止したことがございまして、これが裁判になっております。ところが、裁判では市側がこれを敗訴をしておりますが、これについて、この指導要綱との関係ではどうようにお考えになっていらっしゃるのか。

そのようなことを考へますと、この指導要綱もいろいろ一遍見直しをする必要があ

るのではないかと、いうふうにも思っています。これについて市はどのようなお考えになつていらっしゃるのか。

それからさらに、この指導要綱について建設省とか自治省とかから取り扱ひの通達とか、あるいは指示というものがあつたのか、ないか、お伺いをいたします。

以上、簡単に御質問を申し上げますが、先ほど申し上げましたように明瞭、快活な御答弁をお願いをいたしまして、壇上からの質問を終、あります。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 上野議員さんの御質問にお答えいたします。

第一点のスポーツ振興対策については、教育委員会から御答弁申し上げますので、よろしく聞き取りいただきたいと思います。

次にスポーツ公園の建設についてお答えいたします。

まず、河川区域の野焼きの問題につきましては、大変長いこと御心配をおかけしましたが、おかげさまで解決が図れるようになりました。今後ともよろしくお願いいたします。なお新堤工事は昭和六十七年度中に建設省において残る二百四十メートルを実施していただくことになっております。今後のことを含めまして上野議員さんの御質問はむしろありがたい御提言と受けとめておるわけでございしますが、秋川市との行政界を初め、解決が

つぎましたら土地の再編成計画をいたしました。要するにミニ土地画整理によって御指摘の実現を目指してみたいと思っておりますので、いまだに早く時間といただければと存するわけでございます。

続きまして宅地開発についてお答えをいたします。

最初に用途地域についてであります。建ぺい率など建築基準法上の形態規定を含めまして、不件は大変に重要な課題でございます。昭和五十六年の変更以來四年が経過いたしました。お説のとおりに都市計画法は、知事はおおむね五年ごとに必要の事項について調査を行うものとするようになっておりますので、上野議員さんの御指摘のとおり、昭和六十二年あたりが見直し時期ではないかと思われるところでございます。しかし、東京都におきましては都知事を初め、現在のところ全くその様子は伺えません。また政府も最近線引きの見直しとあわせて、東京都の中心部にある第二種住居専用地域の見直しの必要性を發表いたしました。第一種住居専用に関しては多摩地区は入っておりますでした。

このような情勢であります。用途上矛盾する箇所もあり、また土地の有効利用が叫ばれている時でもありますので、市長会などを通じまして東京都への運動として

いきたいと存じております。

次に宅地開発指導要綱の見直しについてであります。不件につきましては、昭和五十八年に建設省から措置方針が出されたのを契機に、市長会では専門部会を設置いたしました。これが調査を実施してまいりましたが、いずれの市の要綱もその中々に特徴があり、特に開発や建築活動による周囲に及ぼす影響を中心とした、いわゆる無秩序な市街化防止に對しては、関係法令を縦貫している面があり、各市とも近隣関係が損なわれるのを防いでいることは確かであり、当市でもその意味での存在価値は發揮していると言えます。

当市では、昭和五十八年に主として負担金について一部改正を行ったわけでございます。近隣市を参考にしたばかり計算上のファクターについてはメスを入れ、現在二十五市中ほぼ中間にありますので、今後ともこれら近隣市町の様子を伺うと同時に、市長会の成り行きをも注視していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

具体的な件については部長として答弁いたすので、よろしく願いたします。ありがとうございます。

○教育次長(須崎 進君)

自席からお話しをいただきます。スポーツの振興対策につ

いて福生中営競技場の有効利用についての御答弁を申し上げます。

市民の待望久しかった多目的運動場としてこの五月にオープンいたしました中営競技場は、この七月間、オープン以来も二等も含めて多くの方々に利用されてまいりました。新設されました施設という点もありまして管理、運営面では試行錯誤の繰り返しで改善しなければならぬ面も出てまいりましたが、利用者による使用後の整備はもとより、グラウンド状況を見ながら管理人とも施設の整備に努めてまいりました。

御質問の件でございますが、五月から十月まで六カ月間の利用状況を申し上げますと、主競技場におきましては個人、団体を含めまして六百三十九件、約七千の方々が、またテニスコートにつきましては二千三百七件と、延べ人数にいたしますと双方がおおよそ一万二千名余りの方々が利用されました。主競技場の使用の種目の内容につきましてはサッカーが最も多く、続いて陸上競技、ソフトボール、少年軟式野球、ラグビーとなっております。

それから近隣市町と同様な施設としての比較でございますが、それぞれの市町村で持つております施設とは内容が、例えば照明でございますとか主要種目等が異

なる点もございますけれども、当市におきましてはオープンしたばかりであること、また新堀橋の工事をしていふことなど若干の都合がございます。比較は現時点では難しいものと思われませんが、使用状況の調査をしたことにつきまして申し上げます。なお、これは他市の状況でございますけれども、数々のにはならずと不明でございますので御了承を賜りたいと存じます。

まず八王子におきましては、競技場として夜間照明がございまして増加傾向にあるというところでございます。これは大学の使用等も含めていふところでございす。それから青梅市におきましては、本年度夜間照明を新設されて、使用も多目的という点で非常に増加傾向にございまして、立川市におきましては、夜間照明がございまして、これは陸上競技専用というところでございまして、利用状況は横ばいというところでございます。昭島市におきましても同様夜間照明がございまして横ばいでございます。秋川市も夜間照明がなくて横ばいというところでございます。羽村町につきましては、夜間照明もないのでございす。若干の増加というところで、これは会館等の利用されていふというふうな状況でございます。

また今後の利用計画、それから有効利用につきましては、今申し上げます使用種

目その他に軽スポーツ、レクリエーション、運動会等が可能な種目であり、町会等の団体には積極的利用していただくよう努めたいと思っております。

なお市の主催する事業といたしまして講習会、研修会、ジョギング教室等も検討してまいりたいと思っておりますが、新春早々、福生、秋川地区の少年サッカー大会、二月には西多摩郡の中学校のサッカー大会、さらに三月に入りましてからは西多摩郡の少年軟式野球大会も予定されております。これらにつきましても、その団体に対して積極的に協力をお願いいたしまして、主催者を知の参加される方々にも喜んで使用していただくよう努めたいと思っております。

次に御提案がございました女子健康マラソンの関係でございますが、貴重な御意見として受けとめてあるところでございます。ただ、市が主催するにいたしまして、その運営面等で勉強しなければならぬことも多く、また体協、陸協と初めとする多くの関係団体の方々にも御相談しなければならぬものと考えております。特に道路交通面におきましては、福生警察署の御協力なくしては実施が不可能ともなりかねませんので、十分に協議をさせていただきたいと存じます。

最後となりますが、施設の整備でございますけれども、御心配をいただきましたこと

にありかとございます。

施設につきましては、本年の夏に非常に暑い上から砂じん関係で、近隣する住民の方から苦情をいただいた。その都度人海による散水作業をしてまいりましたが、結果的には対応し切れなかったというのが実情でございます。こういうようなことでございますので、防じん対策としての散水機の設置等につきまして、今後予算要求をさせていただきまして、競技場として本来の施設がその機能を十分発揮できますよう努めたいと思っております。よろしく御願いたします。

○建設部長(森田 進君)

自席から御許しをいただきました。先ほど市長が答弁いたしました補足をさせていただきます。

まずスポーツ公園の建設につきまして、新堤の整備年度についてはいつまで予定しているのかと、そういうお話でございますが、おかげさまでもちまして野焼きの関係が一応解決の方向に向かっております。今の予定ですと年度内に新しい占用地へ移転すると、そういう状況になっておりますので建設省の方としては六十年度中に新堤の整備をしたい、そんなふうな形で予定しております。

なお新堤の中で、一番最初に整備をしております現在の堤防との取り分け部分、これについては来年度以降になると、そんなふう聞いておりますので御答弁をさせていただきます。

それから、その他の公共施設の整備についてでございますが、これは先ほど市長からも話がありまして、行政界の変更という問題が近い将来にございますので、その中で全体の基盤整備というものを当然考えなければならぬと思います。その時点で市有地を含めた公共施設の整備について考えたい、そんなふうに思っております。

それから宅地開発についての中で、用途地域の変更の関係でございますが、五年ごとの見直しというふうなことが都市計画法の中で決められておりまして、その見直しの調査があったかどうかという御質問でございますが、これは五十七年度に現況調査がございまして、それから始まりました五十九年度に報告がまとまっております。昨年の暮れに調査結果の通知というふうな形で知事から市長あてに参っております。

それから緩和と打ちする考え方というところでございすけど、これは御指摘いただいたとおりでございます。非常に第一種住居専用区域の中での建ぺい率、容積率の問題でございまして、昨年の暮れにも指田議員の方からこの点については御指摘をいただいております。この用途地域の関係につきましては、一方ではやはり現在の中で住環境とある程度保全していくと、そういう考え方と、また一方では御指摘をいただいております。現実の問題があるわけでございまして、それらをどう調和するかと、

そういうふうなことになるわけでございすけど、確かに現実の問題をいたしましたのは、非常に住宅がございぶうい要素、そういうものがあると思っております。しかし、現在の制度の中では、知事がこの調査に基づいて必要と認めた場合に東京部の都市計画審議会の方へ諮問をいたしまして、それで一定の物差しをつくってもらいまして、その物差しを基準にいたしまして各市の方へ、また各市長の方へ紹介をし、市長の意見を聞いた上で見直しをする。そういうふうな順序になっておりまして、また東京部の方はこの点については全く関係が部局を含めまして動きかねい、そういうのが一応現状でございます。ただ、こういった緩和の問題については一層生じたいの問題でなくて、やはり各市にも起こっている問題なように、そんなふうにも考えます。

したがって、こういう点については市長会等を通じました組織的な運動、そういうふうなことでございまして、ある程度見直しをしていくのが早く整備できるんじゃないかと、そんなふうにも考えております。

それから次に開発指導要綱の中で何点か御質問をいただいております。一つ、寄附金の使途その他につきまして、今までの実績の関係をございすので、財政のやりくりをいいたすこととして、それ以外の件について御答弁申し上げます。

寄附金の今までに拒否あるいは未納があったかどうかと、そういう関係でござい
ますが、この制度は四十九年に制度ができて、十年余り経過しているわけにござい
ますが、この中で負担金関係については十七件扱っております。今時点でも若干まだ全額
入っていないと、そういうふうなケースがございまして、これは全体の中で二件でござい
ます。拒否
というふうな形で初めからこの問題に対して拒否をしていると、そういうケースは
今時点では全くございせん。

なお、市の開発指導要綱の対象になりました指導した件数としては三百五十件
を数えております。

それから武蔵野市の敗訴というふうな、この開発指導要綱に基づく制裁措置、
それが一応問題になりました敗訴したというふうなケースがあるわけにござい
ますが、これはもうすでに御案内だと思いますけれど、日照の問題が、おかげさ
まで最近では日照の問題については現在建築基準法あるいは都の条例等で整
備をされていくわけにございしますが、当時、そういうものがなくて近隣の住
民の承諾をもううと、そういうふうなことが行われていたわけにござい
ますが、その承諾がなりました一応建築したと、そういうふうなことに
ついての制裁措置として水道の給水を停止をしたと、それがそういう問題で
ございまして、

この停止をしたことに対して訴訟で、水道法違反というふうな形で敗訴をしたと、
そういうふうな経過でございました。

これについては、なかなかこの開発指導要綱そのものが法律とか、そういう
国の制度に守られた制度ではない。そういうふうな点で非常に問題があるわけに
ございしますが、現実の問題としましては、やはり建てる側にも社会通念上の責
任と、そういうものが十分果たされていけば、そういうふうな問題については起
こらないだろうと、そういうふうな識者の意見も当時の新聞等には発表されて
いるという事実はあります。いざいざにしても、この敗訴という問題は、行政側
にとっては非常に大きな、この制度を運用するに当たっては非常に運用しづ
らい問題を提供したと、そういうふうには一応受けとめております。

それから、この開発指導要綱に対して見る見直しでございしますが、開発指導
要綱そのものにつきましては、やはりその地域その地域に合ったものでござい
ます。行政あるいは環境上の指導と、そういうふうなことから行っているわけに
ございまして、この指導そのものについては必要だろうという判断をしてござ
います。ただ寄附金の問題につきましては、最近もい
ろいろ自治省あるいは建設省あたりからも指摘がございします。また寄附金
そのものも

各中によつてその寄附金の採の方、そういうものは非常にあいまいでございました。あいまいと申しますか、ぼろつきがあるわけでもございまして、そういう点についても国の方としてはできるだけそういう調整をしなければ、あるいは中の方へそういう建設業者から設計その他の協議が来まして、その時点での協議期間が少し長いからそれを縮めろとか、いろいろそういう点もあるわけでもございしますが、これの見直し等については、なかなか一つの市だけで見直しをして、この寄附金の問題を全く近隣市と変わった形で制度を手直しすると、そういうふうなことになるというまた問題もあろうかと思ひますので、先ほど市長の方からも話がありましたように、たまたま市長会の中でもこれについては一応検討しておりますので、その中で市としての対応を考へていきたいと思ひます。

それから建設省、自治省等の通達の有無でございすけど、これについては毎年通達が出来ております。これは毎年度地方財政計画を立てるときに事務次官から人から来る通達の中にも載っておりますし、また具体的に今私の手元にあるのは、この十月に出来た通達でございすけど、自治大臣の官房長の指導が来てございしました。この中では特に寄附金の内容あるいは寄附金の使途、そういうふうなものを明確にしろと。それから寄附金等については、一方で良質の住宅、宅地の供給の促進を図ると、そういう問題が

国の政策としてあるわけでもございす。その辺の調整についても十分考へた上で、そういうふうなことがこの中に盛り込まれているものでございすか、そういう形での通達は来ております。以上でございす。

○企画財政部長(内田和雄君) 自席から宅地開発指導要綱に基づきます寄附金についての現況の説明をさせていただきます。

寄附金についてはござました総額は四億五千四百五十七万七千円となっております。そのうち反出していただきますが一億一千六百十四万五千円反出してございす。残金が三億三千八百四十三万二千円でもございす。この反出につきましては、学校関係の増改築等に使用しております。なお、この総額につきましては一部公園の寄附として五千八百九十九万円をいたしたのがございすか、これは少年野球場等の建設に充てております。

それから今後の使い方でございすか、これは小中学校等の整備に使用していくという事でございす。以上でございす。よろしくお願ひいたします。

○九番(上野重勝君) それでは自席から再質問をさせていただきます。

まず陸上競技場について、利用状況はただいまの報告によりますとすあまあというところかというふうに思ひます。今後の利用計画でございするが、市内の市民の方に優

先して使われるという事は最も重要な問題でございますが、せっかくの施設でございますので、少なくとも西多摩地域の人々大会等がある場合にはあそこで開催をしていただいて、市民のスポーツ意識の高揚に役立てたいとどうかなというふうに思っておりますが、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから陸協のほうであります女子健康マラソンでございます。ただいま回答の中にもしございましたが、やはり警察等との協議というのが非常に大きなポイントを占めてくるわけでございます。この場合にも中が主催という事になりますと割合と許可がとりやすいというふうな実態がございます。したがいまして、できれば市が主催、実際に運営その他については陸上競技協会がやっていくことになろうかと思っております。また、そのほかにも交通上の問題では、安全協会とか、あるいはまたその他の事務整理等についていろいろ団体との御協議をいただかなければならないと思っておりますので、その辺についてはよく御配慮をいただきたいと思います。

それからまた、この時期等ですが、これは私見でございますけれども、たまたま土手を通りますので、花見の時期あたりがいろいろかなというふうにも考えられております。これは私見でございますので申し述べておきます。

それから、ほのりの対策ですが、これはでき上がったから半年でございす。

これは建設の当時にこういったことが起り得るという予想ができたのか。もし、予想ができたとするならば、その時点でそれなりの処置ができた人ではないか。あるいはまた、土についてもほのりの出るようなものを使ったらあれほどのことはなかったのではないかと考えますか。その当時からよくなお考えでやられたかをお伺いいたします。

それからスポーツ公園の建設で、なるほどあそこは秋川市との境界線がございまして、新堤ができた場合、予想としてはこの新堤を境界とするというようなことが考えられると思ひます。しかし、これは秋川市との協議の問題もございまして、一朝一夕というわけにはまいらないと思ひます。

それで、現在の福生市の行政区域内でもある程度の処置ができる人ではないかということを考へてあります。それから、あそこは現況ですが、現在、公社の持ちつてあります用地はどんなふうな管理をされてるかおわかりになりますか。それから、あそこは道路は田園二六号線ですが、この道路もほとんど道路としての知用をなしていない。あそこにはあります砂利屋さんの敷地の一部のようになっています。これは一応通れるようにはなっておりますが、実際にはなかなか通ることは難しいだろうと思ひます。その辺の管理

理上の問題はどうかお伺いいたします。

それから、先ほど御質問の中で一つ落していると思いますが、公営の用地、それから市有地それから旧と場跡地を合わせてみるといくらいう広さになるのか、かなりの広さになると思います。これについてもお答えをいただきたいと思います。

それから根本的には境界変更ということ、これは相手があることです。つまり、いつということはないわけですが、現在まで市長はこの問題についてある程度の交渉経過があると思います。そして、これにこれは地元からの陳情書が両市で採択になっているというような経過もあるわけですが、それらの交渉経過がわかりになったらお知らせをいただきたいと思います。

それから、六十年度中にあつた新堤が完成をするという非常にスピーディーな運びでございするけれども、そうなりますと、あつた地域の用地の値段が急激に上がってくる、高騰してくると思います。これは今からではもう遅いんじゃないかというように気がいたしますけれども、周辺の用地をこの際取得しておく必要があるだろうと思います。これは私は十月の二十八日のときにも申し上げましたが、その後、これを調査はしてあるか、あるいはまた交渉などはやうあるか、もし実態がわかつたらお知らせをいただきたい。

それからさらに、財政等の問題では、これもなかなか現時点では難しい問題ではございするけれども、生活安定法第八条にある事業として防衛施設庁の方に要望を出してあつてと、これはなかなか補助金がついてくるので、これらについてどのようにあつていっているか。

それからさらに、現在、基本計画が改定中でございするが、これは基本計画の中に組み入れられるかどうか、その点もお伺いいたします。

それから用途地域のの変更ですが、五十七年に調査が終つて、五十九年に報告が果てるといふことでございするが、この報告は今お伺いしても細かいことはわからないと思います。どんな内容の報告が果てているか、これはまた別の機会でお伺いするつもりでございすると思います。

それから東京都はまたこの用途地域のの変更について手をつけられないかということ、ございするが、都計画法の趣旨から言つて五年ごとの見直しということがございするわけで、早晚これは東京都の方でもこの問題に着手するんじゃないかと思ひます。それから、福生市としては、市民の要望として用途地域を変更してくれと。一種住専の建ぺい率を上げてくれという要望は五十八年に小野沢議員、それから五十九年に指田議員、